

令和 2 年 3 月定例会

議案の概要

(条例、一般議案関係)

1 先議案件（一般議案） 4 件

第 6 号議案 佐世保市鹿町温泉施設の指定管理者の指定の件

- (1) 指定管理者 株式会社クリル
- (2) 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
（保健福祉部健康づくり課）

第 7 号議案 佐世保市しかまち活性化施設の指定管理者の指定の件

- (1) 指定管理者 株式会社クリル
- (2) 指定の期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
（農林水産部農業畜産課）

第 8 号議案 佐世保市及び佐々町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議の件

連携中枢都市圏である西九州させば広域都市圏に佐々町を加入させるため、本市と佐々町との間で連携協約の締結について協議するもの

《連携協約に規定する主な事項》

- (1) 連携協約の目的
- (2) 基本方針
- (3) 連携する取組及び役割分担
- (4) 費用負担

第 9 号議案 九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針に係る同意の件

長崎県が定める九州・長崎特定複合観光施設区域整備実施方針における本市が実施する施策及び措置に係る事項について同意するもの

《同意する事項》

- (1) I R 予定区域を含む周辺地域の土地利用の誘導
- (2) 交通環境の改善等
- (3) M I C E 誘致支援と広域滞在型観光の推進
- (4) ギャンブル依存症対策
- (5) 治安維持等（治安維持、青少年の健全育成）対策

（以上、企画部政策経営課）

2 条例 23 件

第 28 号議案 佐世保市職員定数条例の一部改正の件

事務事業の見直し等に伴い市長部局及び教育委員会の事務局等の職員の定数を変更するもの

市長部局	1,553 人	→	1,539 人（△14 人）
教育委員会	250 人	→	253 人（3 人）
その他	659 人	→	659 人
合計	2,462 人	→	2,451 人（△11 人）

第 29 号議案 佐世保市事務分掌条例の一部改正の件

企画部に準部として I R 推進室を設置することに伴い、企画部の事務分掌に特定複合観光施設（I R）の推進に関するものを加えるもの

（以上、行財政改革推進局）

第 30 号議案 佐世保市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務のうち佐世保市博物館島瀬美術センターに関することを市長が管理し、及び執行するもの

第 31 号議案 佐世保市博物館島瀬美術センター条例の全部改正の件

佐世保市博物館島瀬美術センターの事業を整理し、本文中に規定するとともに、令和 3 年度から同センターを指定管理者による管理に移行するため関係条文を整備するもの

第 32 号議案 佐世保市民文化ホール条例の全部改正の件

第 33 号議案 アルカス S A S E B O 条例の一部改正の件

佐世保市博物館島瀬美術センター、佐世保市民文化ホール及びアルカス S A S E B O について指定管理者による一元的な管理を行うことに伴い、各条例の関係規定を整理するもの

（以上、企画部文化振興課）

第 34 号議案 佐世保市附属機関の定足数等の整理に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

本市の各附属機関の定足数等の整合性を図るため、関係条例を整理するもの

（総務部総務課）

第 35 号議案 佐世保市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

市長等の本市に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責するもの

・最低責任負担額

市長	基準給与年額の 6 年分
副市長、教育長等	基準給与年額の 4 年分
水道局長等	基準給与年額の 2 年分
その他職員	基準給与年額の 1 年分

第 36 号議案 佐世保市職員の給与に関する条例の一部改正の件

国家公務員の給与改定に準じ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限の引上げ及び住居手当の上限額の引上げを行うもの

《内容》

- (1) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限の引上げ
12,000 円 → 16,000 円（+4,000 円）
- (2) 住居手当の上限額の引上げ
27,000 円 → 28,000 円（+1,000 円）

第 37 号議案 佐世保市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件

西部クリーンセンターの交代制勤務の職員に対する夜間特殊業務手当を廃止するもの
(以上、総務部職員課)

第 38 号議案 佐世保市手数料条例の一部改正の件

事務負担の軽減に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録審査手数料を廃止するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により住宅における簡易な評価方法が追加されたことに伴い、規定中の文言整理を行うもの

《住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録審査手数料の廃止》

申請時の必須項目や添付図書の削減、国によるセーフティネット住宅情報提供システムの改修により、事務負担が大幅に軽減したもの

《住宅における簡易な評価方法の追加》

		標準的な評価方法	簡易な評価方法	仕様基準
非住宅	外皮基準	標準入力法	モデル建物法	
	一次エネルギー基準			
住宅	外皮基準	住戸評価	フロア入力法 (※追加)	仕様確認
	一次エネルギー基準			

(都市整備部住宅課・建築指導課)

第 39 号議案 佐世保市営住宅条例及び佐世保市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定の件

入居者資格に新たな要件を追加し、家賃債務保証業者のサービス導入に伴い関係規定を整備するとともに、民法の一部改正に伴う明渡請求時の遅延損害金の利率の変更などを行うもの

《主な内容》

- (1) 入居者資格への新たな要件の追加
過去に市営住宅等において重大な契約違反をした者等の新規入居を制限するもの
- (2) 家賃債務保証業者のサービス導入に伴う関係規定の整備
家賃債務保証業者利用時に連帯保証人の請書への連署を不要とし、明渡請求事由に家賃債務保証業者への求償債務を 3 月以上滞納したときを加えるもの
- (3) 明渡請求時の遅延損害金の利率の変更
年 5 パーセント → 年 3 パーセント

(都市整備部住宅課)

第 40 号議案 佐世保市九十九島観光公園の管理に関する条例制定の件

九十九島観光公園を指定管理者による管理とするもの

(都市整備部公園緑地課)

第 41 号議案 佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例制定の件

県又は本市が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益者から徴収するもの

《主な内容》

- (1) 分担金の額 保全人家戸数に 10 万円を乗じて得た額（総額）
- (2) 徴収の対象 令和 3 年 4 月 1 日以後に受理した要望書に基づく事業について適用
(土木部河川課)

第 4 2 号議案 佐世保市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正の件

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会を確保するための関係規定の整備を行うもの

《主な内容》

- (1) 浄化槽保守点検業者に、浄化槽管理士に対する研修の受講機会を確保する努力義務を課すもの
- (2) 浄化槽保守点検業者の登録に際し、浄化槽管理士の研修受講を要件とするもの
(環境部環境保全課)

第 4 3 号議案 地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項の規定に基づく役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例制定の件

地方独立行政法人の役員等の法人に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免除するもの

・最低責任負担額

理事長、副理事長	基準報酬年額の 6 年分
理事	基準報酬年額の 4 年分
監事	基準報酬年額の 2 年分

(保健福祉部医療政策課)

第 4 4 号議案 佐世保市動物愛護管理員の設置に関する条例制定の件

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物愛護管理員を設置するもの

第 4 5 号議案 佐世保市公衆浴場法施行条例及び佐世保市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

公衆浴場及び旅館業における国の衛生管理等の基準改定に準じ、構造設備基準及び衛生等措置基準に関する所要の改正を行うもの

《主な内容》

- (1) 構造設備基準について
 - ① 適合確認が不要であった水道水を使用する原水等の水質について、基準に適合していることを確認する。
 - ② 原則として、オーバーフロー水を使用しない構造とする。オーバーフロー水を使用する構造である場合は、オーバーフロー水を直接循環配管に接続せず回収槽を設け、回収槽の水を消毒できる設備を備える。
- (2) 衛生等措置基準について
 - ① 水質検査において、水道水を使用する原水等の水質について、基準に適合していることを確認する。
 - ② 貯湯槽は必要に応じて完全排水する。
 - ③ 循環配管内の浴槽水は完全排水できるように図面等により把握し、不要な配管は除去する。

- ④ 塩素系薬剤を使用して浴槽水を消毒する場合の遊離残留塩素濃度の改定
1 リットル中 0.2 ミリグラム以上 → 1 リットル中 0.4 ミリグラム以上

など

(以上、保健福祉部生活衛生課)

第 4 6 号議案 佐世保市国民健康保険条例の一部改正の件

国民健康保険事業特別会計の健全な運営を行うため、国民健康保険税の税率を改定するもの

《改正内容》

税率の改定

区分			現行	改正後
所得割額	医療分		8.90%	8.60%
	後期高齢者支援金等分		2.90%	3.10%
	介護納付金分		2.50%	2.90%
均等割額	医療分		25,200 円	24,200 円
	後期高齢者支援金等分		8,400 円	8,500 円
	介護納付金分		8,200 円	9,800 円
世帯割額	医療分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	24,800 円	23,800 円
		特定世帯	12,400 円	11,900 円
		特定継続世帯	18,600 円	17,850 円
	後期高齢者支援金等分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	8,200 円	8,300 円
		特定世帯	4,100 円	4,150 円
		特定継続世帯	6,150 円	6,225 円
	介護納付金分		7,000 円	7,400 円

※「特定世帯及び特定継続世帯」とは、世帯内の国民健康保険加入者が 75 歳になるなどして国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したために、被保険者の人数が 1 人になった世帯のこと。「特定世帯」は、医療分と後期高齢者支援金の世帯割が 5 年間半額に軽減され、5 年間経過後は、さらに 3 年間「特定継続世帯」として世帯割が 4 分の 1 軽減される。

(保健福祉部医療保険課)

第 4 7 号議案 佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における副食の提供に要する費用の免除対象者を拡充するもの

(改正前) 合計年収 360 万円未満相当世帯の子ども、全所得階層の第 3 子以降の子ども

(改正後) 合計年収 360 万円未満相当世帯の子ども、全所得階層の第 2 子以降の子ども
(子ども未来部子ども支援課)

第 4 8 号議案 佐世保市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

放課後児童支援員の資格要件である研修の受講に関する経過措置を 5 年間延長するもの

(改正前) 令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む

(改正後) 令和 7 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む

(子ども未来部子ども育成課)

第 49 号議案 佐世保市地方卸売市場業務条例の一部改正の件

卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場として県知事の認定を受けるために必要な規定の整備などを行うもの

《主な内容》

(1) 卸売市場の業務の方法

- ① 卸売業者の承認に関すること。
- ② せり人の届出に関すること。
- ③ 売買取引の条件の公表に関すること。

(2) 取引参加者の遵守事項

- ① 第三者販売の禁止及び直荷引きの禁止の廃止
- ② 取引に関する細かな事項は規則に委任する。

(農林水産部卸売市場管理事務所)

第 50 号議案 佐世保市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

水道事業計画の変更に伴い、水道事業の給水人口、1 日最大給水量及び給水区域を変更するとともに、潜木・戸平田地区簡易水道の水道事業への統合に伴い、簡易水道事業の給水人口、1 日最大給水量並びに名称及び給水区域を変更するもの

《水道事業》

給水人口 240,800 人 → 231,500 人

1 日最大給水量 112,100 m³ → 112,500 m³

給水区域 全部の区域を給水区域とする町に、鹿町町新深江ほか 2 町を追加し、一部の区域を給水区域とする町に、平松町ほか 24 町を追加する。

《簡易水道事業》

給水人口 20,201 人 → 19,831 人

1 日最大給水量 7,163 m³ → 7,070 m³

名称及び給水区域 潜木・戸平田地区簡易水道の項を削る。

(水道局水源対策・企画課)

3 一般議案 8 件

第 51 号議案 工事請負契約締結の件

- (1) 工事名 佐世保市デジタル同報系無線システム整備工事
- (2) 概要 吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町地域のアナログ式防災行政無線をデジタル式に更新するとともに、当該 6 地域以外の市域においても戸別受信機（防災ラジオ）が使用可能な環境とするもの
基幹送信局 3 局、配信局 2 局（主 1 局、副 1 局）、屋外拡声子局 158 局
- (3) 契約方法 制限付き一般競争入札
- (4) 契約金額 12 億 8,700 万円
- (5) 相手方 九電工・エコー電子工業・長北電設共同企業体
- (6) 工期 令和 3 年 3 月 12 日まで

(防災危機管理局)

第 5 2 号議案 工事請負契約締結の件

- (1) 工事名 木場漁港木場北防波堤災害復旧工事
- (2) 概要 令和元年 9 月の台風 17 号により被災した木場漁港木場北防波堤の復旧
L=40m（基礎工 L=44m、堤体工 L=40m、上部工 L=40m）
- (3) 契約方法 制限付き一般競争入札
- (4) 契約金額 1 億 5,268 万円
- (5) 相手方 福丸建設・エム・ティ・ジ・エンジニアリング共同企業体
- (6) 工期 令和 3 年 2 月 26 日まで

（農林水産部水産課）

第 5 3 号議案 佐世保市中央公園の指定管理者の指定の件

- (1) 指定管理者 庭建パークマネジメント株式会社
- (2) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 22 年 3 月 31 日（18 年間）

（都市整備部公園緑地課）

第 5 4 号議案 佐世保市立図書館駐車場の指定管理者の指定の件

- (1) 指定管理者 庭建パークマネジメント株式会社
- (2) 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 22 年 3 月 31 日（18 年間）

（教育委員会図書館）

第 5 5 号議案 包括外部監査契約締結の件

- (1) 契約の始期 令和 2 年 4 月 1 日
- (2) 契約金額 上限額 12,000,000 円
- (3) 契約の相手方 弁護士 田中 亮氏

（総務部総務課）

第 5 6 号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議の件

令和 2 年 4 月 30 日限りで長崎市が長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少と規約の変更について、同組合を組織する地方公共団体と協議するもの

（総務部職員課）

第 5 7 号議案 事業契約締結の件

- (1) 事業名 中央公園整備及び管理運営事業
- (2) 業務内容 統括管理業務、公募対象公園施設の設置・管理運営業務、特定公園施設の設置・管理運営業務
- (3) 契約金額 13 億 2,604 万 3,788 円
- (4) 相手方 庭建パークマネジメント株式会社
- (5) 事業期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 22 年 3 月 31 日（20 年間）

（都市整備部公園緑地課）

第 5 8 号議案 地方独立行政法人北松中央病院第 6 期中期計画の認可の件

地方独立行政法人法の規定により、令和 2 年度から令和 4 年度までの地方独立行政法人
北松中央病院の中期計画を認可するもの

(保健福祉部医療政策課)

4 報告 1 件

第 2 号報告 建物明渡等請求訴訟の提起及び損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告 の件

○訴えの提起 3 件 (市営住宅関係)

(都市整備部住宅課)

○損害賠償の額の決定 3 件

市道の管理瑕疵 (2 件)

- ・市道の管理瑕疵 (陣の内町)
- ・市道の管理瑕疵 (陣の内町)

損害賠償額 65,853 円

損害賠償額 200,000 円

(土木部土木政策・管理課)

市営住宅の管理瑕疵 (1 件)

- ・側溝蓋不全による事故 (大野町)

損害賠償額 275,264 円

(都市整備部住宅課)